

後期高齢者医療制度に加入の皆さんへ

問国保年金課 ☎0176-51-6752 問青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017-721-3821

後期高齢者医療保険料の軽減措置が変わりました

■均等割額（被保険者全員が納める額）の軽減措置の基準が拡大されました

令和6年度		令和7年度	
軽減割合	世帯（加入者全員および世帯主）の合計所得金額	軽減割合	世帯（加入者全員および世帯主）の合計所得金額
7割	43万円＋10万円×（給与所得者など※の数－1）以下	7割	変更なし
5割	43万円＋（29.5万円×被保険者の数）＋10万円×（給与所得者など※の数－1）以下	5割	43万円＋（30.5万円×被保険者の数）＋10万円×（給与所得者など※の数－1）以下
2割	43万円＋（54.5万円×被保険者の数）＋10万円×（給与所得者など※の数－1）以下	2割	43万円＋（56万円×被保険者の数）＋10万円×（給与所得者など※の数－1）以下

※給与所得がある人または、公的年金などの所得がある人が2人以上いる世帯に適用

▶被用者保険（全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合など）の被扶養者であった人の均等割額は後期高齢者医療制度に加入後2年間は、5割軽減されます。ただし、世帯の所得が低い人は、より高い均等割額の軽減（7割軽減）が受けられます。



8月1日(金)以降の医療機関の受診について

■資格確認書を郵送します

現在お手元にある被保険者証は、7月31日(木)まで有効です。8月1日(金)以降、医療機関を受診する際にはマイナ保険証（保険証の利用登録がされたマイナンバーカード）または、資格確認書の提示が必要となります。資格確認書は、7月中に全ての被保険者へ郵送します。

※令和8年7月までの暫定的な運用として、マイナ保険証の有無に関わらず資格確認書を交付しています。

マイナ保険証を利用するためには、①～④いずれかの方法で申請が必要です。

- ①市役所本館1階市民課前のホールに設置している「マイナポータル手続き用端末設置コーナー」から申請する
- ②医療機関・薬局に設置している「顔認証付カードリーダー」から申請する
- ③スマートフォンやパソコンを使って「マイナポータル」から申請する
- ④全国のセブン銀行のATMから申請する



マイナちゃん

問マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178

（平日）午前9時30分～午後8時

（土・日曜日、休日）午前9時30分～午後5時30分



市LINE公式アカウント

QRコードから友だち追加してね！



「広報とわだ」をスマートフォンアプリ「カタログポケット」で読もう



Available in 10 Languages !

